

区分		入院中以外の患者				介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養 介護を受けているものを含む)		入院中の患者				介護老人福祉施設 又は地域密着型介護 老人福祉施設 (特養ホーム) (短期入所生活介 護又は介護予防短 期入所生活介護を 受けているものを 含む)		
		自宅 (短期入所生活介 護、介護予防短期 入所生活介護、短 期入所療養介護又 は介護予防短期入 所療養介護を受け ているものを除く)	有料ホーム (特定施設入居者 生活介護以外)	認知症対応型 グループホーム (認知症対応型共同 生活介護又は介護 予防認知症対応型 共同生活介護)	特定施設入居者 (特定施設又は地域 密着型特定施設)	併設保険医療機関 以外の保険医療機 関の医師	併設保険医療機関 の医師	介護療養病床等以 外の病室 (短期入所療養介 護又は介護予防短 期入所療養介護を 受けている患者を 除く)	介護療養病床等(老人性認知症疾患療 養病床の病床を除く)(短期入所療養 介護又は介護予防短期入所療養介護 を受けているものを含み、※1)を除く)	介護療養病床等(老人性認知症疾患療 養病床の病床に限る)(老人性認知症 疾患療養病床の病床において短期入所 療養介護又は介護予防短期入所療養介 護を受けているものを含む)	介護療養施設サービス費 を算定しない日の場合		介護療養施設サービス 費を算定した日の場合	介護療養施設サービス費 を算定しない日の場合
特掲	在宅医療	在宅時医学総合管理料	○	○ (特別な関係の医療機関では算定でき ない。)	○ (末期の悪性腫瘍の患者に対し、在宅療養支援診療所の医 療師が定期的に訪問診療等を行 う場合に限り。)	×	×	×	×	×	×	×	×	
		在宅末期医療総合診療料	○	○ (特別な関係の医療機関では算定でき ない。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		在宅患者訪問看護・指導 料	○ (末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が 必要である患者に限る)				×	×	×	×	×	×	×	×
		在宅患者訪問薬剤管理指 導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		在宅訪問リハビリテー ション指導管理料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		在宅患者訪問栄養食事指 導料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		第2節第1款に掲げる在宅 療養指導管理料	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
		第2節第2款に掲げる在 宅療養指導管理料加算	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
	検査	○	○	○	○	○ (大臣の定める項目は算定不可)		○	×	○	×	×	○	
	画像診断	○	○	○	○	○	○	○	○ (単純撮影を除 く)	○	×	×	○	
	投薬	○	○	○	○	○ (大臣の定める項目に限り算定可。(悪性腫瘍 患者に対する腫瘍用薬は可。))		○	×	○ (専門的な診療に 特有な薬剤に係る ものに限る)	×	×	○ (専門的な診療に 特有な薬剤に係る ものに限る)	
	注射	○	○	○	○	○ (大臣の定める項目に限り算定可。(人工腎臓 等の患者に対するエリスロポエチンは可。))		○	○ (人工腎臓又は腹膜灌 流を受けている患者 (腎性貧血状態にある 者に限る)に係るエリ スロポエチンに限る)	○ (専門的な診療に 特有な薬剤に係る ものに限る)	×	×	○ (専門的な診療に 特有な薬剤に係る ものに限る)	
	リハビリテーション	○ (介護保険で、訪問リハ、通所リハを行った日以 外の日は算定可)		○	○	○ (大臣の定める項目は算定不可)		○	○ (視能訓練及び難病患者 リハビリテーション料に 係る部分に限る)	×	×	×	×	
	精神科 専門 療法	重度認知症デイ・ケア料	○ (介護保険で認知症通所介護、通所リハを行った 日以外の日は算定可)		○ (認知症である老人の日常生活 自立度判定基準がランクII のものに限る)	○	×	○	○	○	○	○	○	
入院集団精神療法 入院生活技能訓練療法		×	×	×	×	×	○ (特定診療費を算定す る場合を除く)	○ (特定診療費を算定する場合を除く)	○ (特定診療費を算定する場合を除く)	○ (特定診療費を算定する場合を除く)	○ (特定診療費を算定する場合を除く)	○ (特定診療費を算定する場合を除く)		

「特別養護老人
ホーム等における
療養の給付(医療)
の取扱いについ
て」を参照

区分	入院中以外の患者				介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む)		入院中の患者				介護老人福祉施設 又は地域密着型介護老人福祉施設 (特養ホーム) (短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けているものを含む)			
	自宅 (短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く)	有料ホーム (特定施設入居者生活介護以外)	認知症対応型グループホーム (認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護)	特定施設入居者 (特定施設又は地域密着型特定施設)	併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師	介護療養病床等以外の病室 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く)	介護療養病床等(老人性認知症疾患療養病床の病床を除く)(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、※1を除く)	介護療養病床等(老人性認知症疾患療養病床の病床に限る)(老人性認知症疾患療養病床の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む)	介護療養施設サービス費を算定しない日の場合		介護療養施設サービス費を算定した日の場合	介護療養施設サービス費を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費を算定した日の場合
訪問看護療養費	訪問看護管理療養費	○ (末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。)				×		×		×			×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に対し、在宅支援診療所の保険医の指示に基づき実施した場合に限る。)
	24時間連絡体制加算	○ (介護保険の訪問看護において緊急時訪問看護を算定していない場合に限る。)				×		×		×			×	
	重症者管理加算		×			×		×		×			×	
	訪問看護情報提供療養費		×			×		×		×			×	
	上記以外	○ (末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。)				×		×		×			×	

介護老人保健施設の療養室、老人性認知症疾患療養病床の病床、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令百四十四条に規定する基準適合診療所に係る病床又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令百八十九条に規定する基準適合診療所に係る病床

※2) 基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）別表第五第二号に掲げる処置。